

一部改正	昭和30年 4月 1日	昭和31年 4月 1日	昭和33年 4月 1日
	昭和39年 4月 1日	昭和40年 4月 1日	昭和41年 4月 1日
	昭和42年 4月 1日	昭和43年 4月 1日	昭和46年 4月 1日
	昭和47年 4月 1日	昭和48年 4月 1日	昭和49年 4月 1日
	昭和50年 4月 1日	昭和51年 4月 1日	昭和52年 4月 1日
	昭和54年 4月 1日	昭和55年 4月 1日	昭和56年 4月 1日
	昭和57年 4月 1日	昭和58年 4月 1日	昭和59年 4月 1日
	昭和60年 4月 1日	昭和61年 4月 1日	昭和62年 4月 1日
	昭和63年 4月 1日	平成元年 4月 1日	平成 2年 4月 1日
	平成 3年 4月 1日	平成 4年 4月 1日	平成 5年 4月 1日
		1994年 4月 1日	1995年 4月 1日
		全部改正	1996年 4月 1日
一部改正	1997年 4月 1日	1998年 4月 1日	1999年 4月 1日
	2000年 4月 1日	2001年 4月 1日	2002年 4月 1日
		2003年 4月 1日	2004年 4月 1日
		全部改正	2005年 4月 1日
一部改正	2006年 4月 1日	2007年 4月 1日	2008年 4月 1日
	2009年 4月 1日	2010年 4月 1日	2011年 4月 1日
			2012年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

- 第1条** 法政大学大学院（以下「本大学院」という。）は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、栄誉ある学芸の殿堂としてひろく世界の文化を摂取し、知識の深奥を究め、もって世界平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他研究教育上の目的を別表Vに定める。
- 3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(課程及び修業年限)

- 第2条** 本大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程を専門職大学院とし、専門職大学院に関する学則は別に定める。
- 3 修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、教育研究上必要とする場合は、標準修業年限を1年とすることができる。
- 4 博士課程の標準修業年限は、5年とする。博士課程は、これを前期2年、後期3年の課程に区分する。前期課程は、これを修士課程として取り扱う。また、後期課程は博士後期課程として取り扱う。
- 5 デザイン工学研究科建築学専攻修士課程に、標準修業年限が1年のコースを置き、本学工学部建築学科及びデザイン工学部建築学科を優秀な成績で卒業した者、並びに大学の建築系学部又は学科を卒業した者で十分な設計の実務経験若しくは研究業績を有する者に対して、授業又は研究指導等の適切な方法により教育を行う。
- 6 第3項の規定にかかわらず、デザイン工学研究科建築学専攻及び都市環境デザイン工学専攻修士課程に、標準修業年限が3年のコースを置き、建築学専攻では非建築系学部又は学科の卒業生に対して、都市環境デザイン工学専攻では非建設系学部又は学科の卒業生に対して、授業又は研究指導等の適切な方法により教育を行う。
- 7 第3項の規定にかかわらず、国際文化研究科、政策創造研究科、公共政策研究科における各専攻の修士課程、及び人間社会研究科福祉社会専攻修士課程においては、学生が職業を有している等の事情により、標準の修業年限を超えて計画的に課程を履修し修了する制度（以下、長期履修制度という。）の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認め、3年及び4年の長期履修制度を実施する。

(課程の目的)

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立した研究を行い、又はその他の専門的業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 教育研究上の組織

(研究科等及び学生定員)

第4条 本大学院に以下の研究科，専攻及び課程を置き，その学生定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		収容定員 合計
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
人文科学	哲学	15	30	2	6	36
	日本文学	20	40	2	6	46
	英文学	20	40	2	6	46
	史学	15	30	2	6	36
	地理学	15	30	2	6	36
	心理学	10	20	3	9	29
	計	95	190	13	39	229
国際文化	国際文化	15	30	3	9	39
経済学	経済学	50	100	10	30	130
法学	法律学	20	40	5	15	55
政治学	政治学	10	20	5	15	35
	国際政治学	25	50			50
	計	35	70	5	15	85
社会学	社会学	20	40	5	15	55
経営学	経営学	60	120	10	30	150
	キャリアデザイン学	20	40			40
	計	80	160	10	30	190
工学	機械工学	50	100	2	6	106
	物質化学	25	50	2	6	56
	電気工学	50	100	2	6	106
	情報電子工学	35	70	2	6	76
	システム工学	75	150	4	12	162
	生命機能学	40	80	4	12	92
	計	275	550	16	48	598
人間社会	福祉社会	15	30			30
	臨床心理学	15	30			30
	人間福祉			5	15	15
	計	30	60	5	15	75
情報科学	情報科学	30	60	5	15	75
政策創造	政策創造	50	100	10	30	130
デザイン工学	建築学					
	選抜1年コース	2	2			
	総合2年コース	50	100	2	6	117
	キャリア3年コース	3	9			
	都市環境デザイン工学					
	総合2年コース	23	46	2	6	58
	キャリア3年コース	2	6			
システムデザイン	30	60	3	9	69	
計	110	223	7	21	244	
公共政策	公共政策学	50	100	5	15	115
合計		860	1,723	99	297	2,020

2 次の研究科に、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う修士課程及び博士後期課程を置き、次の専攻を置く。

人文科学研究科	哲学専攻	修士課程
	日本文学専攻	修士課程
	英文学専攻	修士課程
	史学専攻	修士課程
	地理学専攻	修士課程
	心理学専攻	修士課程
国際文化研究科	国際文化専攻	修士課程・博士後期課程
経済学研究科	経済学専攻	修士課程・博士後期課程
政治学研究科	政治学専攻	修士課程
経営学研究科	経営学専攻	修士課程・博士後期課程
	キャリアデザイン学専攻	修士課程
政策創造研究科	政策創造専攻	修士課程・博士後期課程
デザイン工学研究科	システムデザイン専攻	修士課程・博士後期課程
公共政策研究科	公共政策学専攻	修士課程・博士後期課程

第3章 教員組織及び運営組織

(教員)

第5条 本大学院における授業科目は、本大学の教授、准教授、専任講師、特任教授、客員教授、客員准教授が担当する。ただし、特別な事情がある場合には助教、客員講師及び兼任講師が担当できる。

- 2 本大学院における研究指導は、本大学の教授、准教授、特任教授、客員教授、客員准教授が、担当する。ただし、特別な事情がある場合には専任講師、助教、客員講師及び兼任講師が担当できる。
- 3 各研究科教員の担当基準と選任手続きに関しては、別に定める。

(研究科教授会)

第6条 各研究科に研究科教授会を置き、各研究科の専任教員によって構成する。

- 2 研究科の各専攻に専攻主任1名を置き、専攻の必要により、専攻副主任1名を置くことができる。研究科には専攻主任の互選により研究科長1名を置く。ただし、1研究科1専攻の場合には、専攻主任が研究科長を兼ねることとする。
- 3 研究科長は、研究科の長としてこれを統率し、教授会の決議に従いこれを執行する。
- 4 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。ただし、当該専攻に係わる事項については、第7条に定める専攻会議に審議を委ねることができる。
 - (1) 教員の人事に関する事項
 - (2) 授業科目の編成及び担当者に関する事項
 - (3) 研究指導、試験、単位修得等に関する事項
 - (4) 修士論文の審査及び博士論文審査委員会に関する事項
 - (5) 入学、転学、転研究科・専攻、休学、退学その他学生の地位の得喪・変更に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) その他研究科に関する必要な事項
- 5 研究科教授会の組織と運営については、この規程に定めるもののほか当該研究科教授会の議決にもとづき別に定めるところによる。

(専攻会議)

第7条 各専攻に、第6条第3項にもとづき研究科教授会から委ねられた事項について審議するため、専攻会議を置くことができる。

- 2 専攻会議は、所属する専任教員によって構成する。
- 3 専攻会議の組織と運営については、この規程に定めるもののほか当該専攻会議の議決にもとづき別に定めるところによる。

(大学院委員会)

第8条 本大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、大学院委員会議長、研究科長によって構成し、大学院委員会議長が招集する。
- 3 大学院委員会議長は、研究科教授会から推薦された候補者の中から、大学院委員会の議を経て選出し、その任期は2年とする。
- 4 大学院委員会に大学院委員会議長を補佐するため、研究科長の互選により、大学院委員会副議長を置くことができる。
- 5 大学院委員会は、次の事項を審議する。ただし、第3号については、研究科教授会又は博士論文審査委員会の事前の審議を必要とする。
 - (1) 大学院における研究教育の基本的事項
 - (2) 大学院に共通する事項
 - (3) 学位の授与に関する事項
 - (4) 大学院学則又は大学院に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - (5) その他大学院に関する重要事項
- 6 大学院委員会議長は、必要により大学院委員会に構成員以外の出席を求めることができる。
- 7 第2項の構成員がやむを得ない理由で出席できないときは、代理出席を認めることができる。
- 8 大学院委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数によってこれを決定する。ただし、特に重要な事項は、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

(事務組織)

第9条 本大学院の業務運営のため、大学院事務部を置く。

第4章 教育課程等

(授業科目及び単位数)

第10条 修士課程各研究科各専攻の授業科目並びに単位数は別表Ⅰ、博士後期課程各研究科各専攻の授業科目並びに単位数(工学研究科、人間社会研究科、情報科学研究科、政策創造研究科及びデザイン工学研究科のみ)は、別表Ⅱのとおりとする。

(修士課程の履修)

- 第11条** 修士課程の学生は、指導教員の指導により、各専攻に示された授業科目を修得しなければならない。
- 2 他の専攻(他の研究科に属するものも含む。)に示された授業科目については、指導教員の承認を得て関連ある授業科目を10単位を超えない範囲で履修することができる。
 - 3 前項の規定に関わらず、人文科学研究科、及び国際文化研究科においては、自専攻科目20単位以上、公共政策研究科においては、自専攻科目を26単位以上履修するものとし、他専攻の授業科目の履修制限はしない。また、政策創造研究科においては自専攻科目を修了要件に定めた単位以上履修するものとし、他専攻の授業科目の履修制限はしない。

(学部開設科目の履修)

第12条 指導教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(博士後期課程の履修)

第13条 博士後期課程の学生は、指導教員の指導により各専攻に示された授業科目を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。ただし、工学研究科、人間社会研究科、情報科学研究科、政策創造研究科及びデザイン工学研究科は単位の修得を含む。

(履修科目の登録)

第14条 学生は、登録しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出て承認を得なければならない。

(単位)

第15条 各授業科目の単位の計算については、本大学学則第23条の規定を準用する。

(研究指導)

第16条 学生は、所定の手続により、指導教員による研究指導を受けなければならない。

(他大学院・研究科における研究指導)

第17条 各研究科は、教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(試験)

第18条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、合格者に所定の単位を与える。

2 学費を所定の期日までに納付しない者は、試験を受けることはできない。ただし、特別の事由により所定の期日までに納付できない者は、願い出によって許可することがある。

(成績評価)

第19条 授業科目の成績は、A⁺、A、B、C、Dとし、A⁺、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

2 学業成績評価は、毎学年末に確定するものとする。ただし、前期に評価が定まった科目については、前期終了時に確定するものとする。

(他大学院等における履修単位等の認定)

第20条 各研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を10単位を超えない範囲で履修させることができる。その規定は別に定める。

2 各研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、学生が本大学院各研究科各専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生、研修生及び委託研修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で、本大学院各研究科各専攻に入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 各研究科は、前2項により修得した単位を、本大学院の課程修了に必要な単位として各々10単位、計20単位を限度として認定することができる。

(専修免許状)

第21条 高等学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、別表Ⅳのとおりとする。

第5章 修了要件及び在学年限

第1節 修士課程

(修了要件)

第22条 修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し第11条の定めるところにより、30単位以上（政治学研究科国際政治学専攻においては32単位以上、人間社会研究科臨床心理学専攻においては34単位以上、政策創造研究科政策創造専攻においては36単位以上、公共政策研究科公共政策学専攻においては36単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 デザイン工学研究科建築学専攻選抜1年コースで修士の学位を得ようとする者は、1年以上在学し第11条の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。

3 デザイン工学研究科建築学専攻キャリア3年コース及び都市環境デザイン工学専攻キャリア3年コースで修士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し第11条の定めるところにより、45単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。

4 前項の修士論文は、各研究科が認めた場合に限り当該専攻分野の特定の課題に関する研究成果（人文科学研究科日本文学専攻にあつては、文芸創作作品、政策創造研究科及び公共政策研究科にあつては、政策研究論文、政治学

研究科国際政治学専攻にあっては、リサーチペーパー)をもって、これに代えることができる。ただし、政策創造研究科及び公共政策研究科で政策研究論文をもって修士論文に代える場合は40単位以上、また政治学研究科国際政治学専攻でリサーチペーパーをもって修士論文に代える場合は36単位以上を修得しなければならない。

(最終試験)

第23条 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連する科目について行い、その中には1か国以上の外国語の能力を考査する試験を含むものとする。

(転学者の修了要件)

第24条 他の大学院からの修士課程転学者は、大学院修士課程において通算2年以上(本大学院修士課程に1年以上)在学し、各研究科各専攻の定める単位を修得しなければならない。ただし、第22条第1項のただし書に該当する者は同条の定めるところによる。

(在学年限)

第25条 本大学院の修士課程には、標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

第2節 博士後期課程

(修了要件)

第26条 博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し第13条の定めるところにより、授業科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書にかかわらず、修士課程を1年で修了した者の在学期間に関しては、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

3 第1項の授業科目の履修に関して、工学研究科、情報科学研究科及びデザイン工学研究科システムデザイン専攻においては15単位以上、デザイン工学研究科建築学専攻及び都市環境デザイン工学専攻においては16単位以上、人間社会研究科及び政策創造研究科においては20単位以上修得するものとする。

(最終試験)

第27条 最終試験は、博士論文を中心とし、これに関連する学問領域について行い、その中には1か国以上の外国語の能力を考査する試験を含むものとする。

(転学者の修了要件)

第28条 他の大学院から、大学院博士後期課程へ転学を許された者は、大学院博士後期課程において通算3年以上(本大学院博士後期課程に1年以上)在学し、各研究科各専攻の定める科目を履修しなければならない。ただし、第26条第1項のただし書に該当する者は同条の定めるところによる。

2 他の大学院博士後期課程における履修科目の換算については別に定める。

(在学年限)

第29条 本大学院の博士後期課程には、6年を超えて在学することはできない。ただし、所定の年限にわたって在学し所定の研究指導を受けた者が、退学後3年以内に課程博士の学位を申請し、受理が認められて再入学する場合はこの限りでない。

2 課程博士申請に伴う再入学については、別途定める規定による。

第6章 学位の授与

(学位の授与)

第30条 本大学院修士課程及び博士後期課程修了の認定は、大学院委員会において行い、修了者には学位を授与する。

(課程によらない博士の学位授与)

第31条 博士の学位は、第30条の規定にかかわらず、本大学院に論文を提出し、所定の審査及び試問に合格した者に対しても、これを授与することができる。

- 2 前項により博士の学位を授与される者は、本大学院において課程を卒えて学位を授与される者の論文と同等以上の内容を有する論文を提出し、かつ専攻学術に関し、上記の者と同様に広い学識を有することを試問により確認された者でなければならない。

(学位規則)

第32条 この学則に定めるもののほか、学位に付記する専攻分野名その他学位に関し必要な事項は、学位規則（規程第105号）をもって別に定める。

第7章 入学、転学、転研究科・専攻、休学、退学、その他

(入学の時期)

第33条 本大学院入学の時期は、毎学年の始めとする。

(修士課程の入学資格)

第34条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に3年以上在学した者で、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
 - (8) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項第6号の認定並びに第7号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

(博士後期課程の入学資格)

第35条 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国における大学院において、修士に相当する学位を得た者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士に相当する学位を得た者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
 - (6) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項第5号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

(入学手続)

第36条 本大学院に入学を志望する者は、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 入学志願者に対しては、その志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。
- 3 前項の結果入学を許可された者は、別に定める入学金及び授業料等を添えて、所定の書類を指定された入学手続期間中に提出しなければならない。

(転学及び転研究科・専攻)

第37条 他の大学院から本大学院へ転学を希望する者については、定員に余裕のある場合に限り、各研究科は、試験等の上入学を許可することができる。また、研究科又は専攻の変更に関する願い出があった場合には、各研究科は、正当な事由があると認められる場合に限り、これを許可することができる。

- 2 前項の転学、転研究科・専攻の時期は、学年の始めに限る。

(休学1)

第38条 疾病又はその他特別の事情により休学しようとする者は、理由を付して願い出なければならない。

- 2 休学は当該年度限りとする。引き続き休学を希望する者は、理由を付して改めて願い出なければならない。休学回数は通算して3回を超えることはできない。なお、後期休学は0.5回として計算する。
- 3 休学者は、学年の始めでなければ復学することができない。

(休学2)

第38条の2 人文科学研究科修士課程及び博士後期課程、国際文化研究科修士課程及び博士後期課程、経済学研究科修士課程（夜間）、政治学研究科修士課程、社会学研究科修士課程、経営学研究科修士課程（夜間）、政策創造研究科修士課程及びデザイン工学研究科修士課程並びに公共政策研究科修士課程及び博士後期課程在籍者で、疾病又はその他特別の事情により休学しようとする者は、理由を付して願い出なければならない。

- 2 休学は当該年度又は学期限りとする。引き続き休学を希望する者は、理由を付して改めて願い出なければならない。休学回数は通算して3回を超えることはできない。なお、前期休学及び後期休学は0.5回として計算する。
- 3 休学の開始時期は、前期又は後期の始めとし、休学の期間は1ヵ年又は半年間とする。
- 4 休学者は前期又は後期の始めでなければ復学することができない。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、所定の手続きをとり、その旨届け出なければならない。

- 2 退学の日付は、授業料を含む諸費既納者については退学が認められた日とし、未納者については定められた期間に申し出た場合に限り納入済みの期間の最終日とする。
- 3 死亡による退学は、死亡日をもって退学日とする。

(除籍)

第40条 次の各号の一つに該当する者は、研究科教授会の議を経て除籍する。

- (1) 授業料等を所定の期日までに納入しない者
- (2) 第25条又は第29条の在学年限を超えた者
- (3) 第38条第2項及び第38条の2第2項の休学期間を超えた者

(復学・復籍)

第41条 第39条により退学した者が復学を願い出たときは、研究科教授会の議を経て許可することができる。

- 2 第40条第1号により除籍されたものが復籍を願い出たときは、研究科教授会の議を経て許可することができる。
- 3 前2項の復学及び復籍の時期は学年の始めとする。ただし、人文科学研究科修士課程及び博士後期課程、国際文化研究科修士課程及び博士後期課程、経済学研究科修士課程（夜間）、政治学研究科修士課程、社会学研究科修士課程、経営学研究科修士課程（夜間）、政策創造研究科修士課程、デザイン工学研究科修士課程、公共政策研究科修士課程及び博士後期課程への復学又は復籍の時期は、前期又は後期の始めとする。

第8章 学年及び休業日

(学年)

第42条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年は、前期と後期に分け次のとおりとする。

前期	4月 1日から9月23日まで
後期	9月24日から翌年3月31日まで
- 3 前2項にかかわらず、後期入学（情報科学研究科情報科学専攻修士課程・博士後期課程について）は、次のとおりとする。
 - (1) 学年は、毎年9月24日に始まり、翌年9月23日に終わる。

(休業日)

第43条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (2) 法政大学創立記念日（4月10日）
 - (3) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
 - (4) 冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで
- 2 必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第9章 学費

(学費)

第44条 本大学院の検定料、入学金、授業料その他の学費は、別表Ⅲのとおりとする。

- 2 当該年度の学費の決定は、その年度の4月1日とする。ただし、第42条第3項で規定する場合においては、9月24日とする。
- 3 授業料、実験実習費及び教育充実費は2期に分けて納入するものとし、その納入期限については、1期分は4月末日、2期分は9月末日とする。
- 4 当該修業年限を超えて在学する者については、その者が入学した年度に定められた額を適用し、その学費は次のとおりとする。
 - (1) 課程修了に必要な科目を修得していない者は、授業料及び教育充実費の2分の1、科目修得者又は修士論文審査に合格したが科目1科目以内(2単位科目は0.5科目とする。)未修得の者は4分の1とする。
 - (2) 工学研究科、情報科学研究科及びデザイン工学研究科は、前号の学費に実験実習費を加えた額。
 - (3) 当該修業年限を超えて引き続き在学している者が、当該年度の9月に学位を授与されることとなった場合は、2期分の学費は徴収しない。
- 5 留学中においても本大学院の学費は、所定額を納入しなければならない。
- 6 年間休学を許可された者は、別表Ⅲの休学在籍料を納入するものとし、休学該当期間の授業料、実験実習費及び教育充実費の納入を要しない。前期休学(人文科学研究科修士課程及び博士後期課程、国際文化研究科修士課程及び博士後期課程、経済学研究科修士課程(夜間)、政治学研究科修士課程、社会学研究科修士課程、経営学研究科修士課程(夜間)、政策創造研究科修士課程、デザイン工学研究科修士課程並びに公共政策研究科修士課程及び博士後期課程のみ)又は後期休学を許可された者は休学在籍料の2分の1を減額することができる。
- 7 第2条第7項により3年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 授業料は別表Ⅲの授業料の2倍の額を3で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
 - (2) 教育充実費は、初めの2年間は別表Ⅲに定める額、3年目は別表Ⅲに定める額の2分の1を、年度ごとに2期に分けて納入する。
 - (3) 3年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は、本条第4項第1号の規定を準用する。
- 8 第2条第7項により4年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 授業料は別表Ⅲの授業料の2倍の額を4で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
 - (2) 教育充実費は、初めの2年間は別表Ⅲに定める額、3年目以降は別表Ⅲに定める額の2分の1を、年度ごとに2期に分けて納入する。
- 9 外国政府派遣、及び学生交換協定による海外大学からの受け入れ学生に関する学費は、別に定める。

(納入期日)

第45条 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(再入学金)

第46条 退学者が復学を、又は除籍された者が復籍を許可されたときは、他校出身者のみ再入学金として5万円を納入しなければならない。

(特別学生の学費)

第47条 特別学生の学費については、別に定める。

(学費の不返還)

第48条 一旦納入された学費その他は還付しない。

第10章 特別学生

(特別学生の種類及び入学)

第49条 本大学院は、定員に余裕のある場合に限り、特別学生の入学を許可する。

- 2 特別学生とは、科目等履修生、研修生、委託研修生、研究生、研究員、交流学生をいう。

(科目等履修生及び研修生)

第50条 本大学院の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者があるときは、別に定めるところにより、科目等履修生及び研修生として受け入れることができる。

(委託研修生)

第51条 公共団体、又はその他の機関より、本大学院に特定の授業科目について修学を委託された場合は、選考の上委託研修生として入学を許可する。

(研究生)

第52条 大学院において修士の学位を得た者、又は博士後期課程を退学した者が、更に研究を継続し、本学の施設の利用を希望するときは、別に定めるところにより、研究生として受け入れることができる。

(研究員)

第53条 国内外の大学・研究所その他の機関から特定の主題による研修を委託された場合は、選考の上当該研究者を研究員として受け入れることができる。

(交流学生)

第54条 他大学院の学生で、協定に基づき本大学院の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者を、別に定めるところにより、交流学生として受け入れることができる。

(証明書の発行)

第55条 本章により入学を許可した者には、履修及び研修等の証明書を与える。

第11章 研究及び厚生施設

(図書館及び研究所の利用)

第56条 本大学院学生は、大学図書館及び付属研究所の図書を利用することができる。

2 図書閲覧に関する規定は、別に定める。

(厚生施設の利用)

第57条 本大学院学生は、本学の厚生施設を利用することができる。

第12章 賞罰

(授賞)

第58条 人物及び学術が優れた者には授賞することがある。

2 授賞に関する規定は別に定める。

(懲戒)

第59条 学業怠慢の者、学則又は命令に背いた者、その他学生の本分に悖ると認められた者は、研究科教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。懲戒は譴責、停学、退学の3種とする。

第13章 大学評価

(自己点検・評価)

第60条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第61条 本大学は、前条に規定する措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第14章 改正

(改正手続)

第62条 この学則の改正は、大学院委員会の議を経て、理事会の決裁を得なければならない。

第15章 雑則

(大学学則の準用)

第63条 この学則に規定のない事項については、法政大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 本学則は、2005年4月1日から全部改正し施行する。
- 2 第32条の規定にかかわらず、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科との協定により経営学研究科経営学専攻修士課程（夜間）へ転入学する場合には、入学の時期を後期の始め（9月）とすることができる。
- 3 2006年4月1日から第4条第1項、第9条別表Ⅰ、第9条別表Ⅱ、第37条の2第1項、第40条第3項、第43条第1項別表Ⅲ、第43条第2項、第43条第5項を改正施行する。
- 4 本学則は、2006年4月1日から一部改正して施行する。（第2条第4項から第8項、第21条第2項から第4項、及び第24条）
- 5 2006年4月1日から第2条、第4条、第9条別表Ⅰ、第9条別表Ⅱ、第37条の2、第40条、第43条、第43条別表Ⅲを改正施行する。
- 6 2006年4月1日から第9条別表Ⅰ、第20条別表Ⅳを改正施行する。
- 7 2006年4月1日から第9条別表Ⅰ、別表Ⅱを改正施行する。
- 8 2007年4月1日から第1条、第2条、第43条を改正し、別表Ⅴを定め施行する。
- 9 2007年4月1日から第38条、第43条、第43条別表Ⅲ、第45条、第47条を改正施行する。
- 10 2007年4月1日から第9条別表Ⅰ、別表Ⅱを改正施行する。
- 11 2008年4月1日から第1条別表Ⅴ、第2条第6項、第4条第1項、同第2項、第9条別表Ⅰ、同別表Ⅱ、第21条第1項、同第4項、第37条の2第1項、第40条第3項、第43条別表Ⅲ、及び同第5項を改正施行する。
- 12 2008年4月1日から第41条、第43条第3項を改正施行する。
- 13 2009年4月1日から第9条別表Ⅰ、同別表Ⅱ、第43条別表Ⅲ第2項を改正施行する。
- 14 2009年4月1日から第13章「大学評価」（第59条、第60条）を新設し、以降の章及び条を繰り下げ施行する。
- 15 2009年3月31日をもって人文科学研究科国際文化専攻は廃止とする。
- 16 2010年4月1日から第1条別表Ⅴ、第2条第4項、同第5項、第4条第1項、同第2項、第9条別表Ⅰ、同別表Ⅱ、同第1項、第12条第1項、第21条第2項、同第3項、同第4項、第25条第3項、第37条の2第1項、第40条第3項、第43条別表Ⅲ、第43条第3項(2)、同(3)、同第5項を改正施行する。
- 17 2010年4月1日から第43条第3項第1号、第45条を改正し2010年4月1日現在で在籍する学生に適用する。
- 18 2010年4月1日から第37条の2、第40条第3項、第43条第5項を改正施行し2010年4月1日現在で在籍する学生に適用する。
- 19 2010年3月31日をもって社会科学研究科法律学専攻、政策科学専攻、環境マネジメント専攻を廃止する。
- 20 2011年4月1日から第2条、第4条第2項、第9条、第10条、第12条、第21条、第25条、第37条の2、第40条第3項、第43条、第58条第2項及び別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを改正施行する。第2条第7項の人間社会研究科福祉社会専攻に係る改正、及び第4条、別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴの史学専攻への名称変更、第9条、第12条、第25条、第43条の政策創造研究科に係る改正については、2011年4月入学者から適用する。また、第5条を新設し、以降の章、条を繰り下げ施行する。
- 21 2011年3月31日をもって社会科学研究科経済学専攻を廃止する。
- 22 人文科学研究科日本史学専攻、社会科学研究科政治学専攻、社会学専攻、経営学専攻、工学研究科建設工学専攻及びシステムデザイン研究科については、すでに学生募集を停止している。但し、当該研究科、専攻は、本学則の施行に関わらず当該研究科、専攻に在籍する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとし、教育に関する規程は従前によるものとする。
- 23 2012年4月1日から第2条第6項、第4条第1項、同第2項、第11条第3項、第22条第1項、同第4項、第38条の2、第41条第3項、第44条第5項、及び別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを改正施行し、2012年4月入学者より適用する。また、第6条に第3項を挿入し、以下の項を繰り下げ2012年4月1日より改正施行する。

- 24 政策科学研究科政策科学専攻及び環境マネジメント研究科環境マネジメント専攻については、2012年度以降の学生募集を停止する。但し、両研究科専攻は、本学則の施行に関わらず両研究科専攻に在籍する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとする。この間の両研究科専攻の教育責任は、公共政策研究科公共政策学専攻が負うこととする。
- 25 第6条第2項に関わらず、公共政策研究科については従来の2研究科及び2研究科内プログラムが統合し設置されるため、例外的に複数の専攻副主任を置くものとする。この措置は、2012年4月1日から適用する。

(追45)

[別表Ⅲ]

学 費 一 覧 (単位:円)

1 検定料 35,000 (書類審査のみ 20,000)

2 入学金・授業料・教育充実費・実験実習費

学費の種類	研究科	人文科学・国際文化・経済学・法学・ 政治学・社会学・経営学・ 人間社会・公共政策研究科		工学・情報科学・ デザイン工学研究科		政策創造研究科	
		課程	修士課程	博士後期課程	修士課程	博士後期課程	修士課程
入学金	自校	—	—	—	—	135,000	—
	他校	140,000	140,000	140,000	140,000	270,000	135,000
授業料		530,000	400,000	750,000	600,000	750,000	750,000
教育充実費		60,000	60,000	100,000	100,000	135,000	135,000
実験実習費	心理学専攻	50,000	—	80,000	80,000	—	—
	臨床心理学専攻	50,000	—	140,000 (生命機能学専攻植物医科分野のみ)	—	—	—
備考	<p>① 自校とは、本学の学部卒業生または大学院修了者を指し、他校とはその他の者を指す。なお静岡サテライト特別プログラム生の学費は自校扱いとする。</p> <p>② 転学は、所定の検定料を適用する。転学は入学とよみかえ、入学金は転学時の年度のものとする。ただし、授業料、教育充実費、実験実習費については転学した年次に適用されている額とする。</p> <p>③ 転研究科・専攻の場合には、手続きに伴う諸経費を免除する。ただし、転研究科・専攻に伴う授業料、教育充実費、実験実習費については、転研究科・専攻した年次に適用されている額とする。</p>						

※休学在籍料 100,000 ただし半期休学については半分(2分の1)とする。

3 科目等履修生	
(1) 登録料	10,000
(2) 履修料	
1科目(4単位)につき、	
人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・	
人間社会・公共政策研究科	60,000
工学・情報科学・デザイン工学研究科	94,000
政策創造研究科	100,000
ただし、2単位科目は半額とする。	
4 研修生及び委託研修生	
(1) 選考料(ただし、委託研修生については、除く)	35,000
(2) 登録料	30,000
(3) 指導料(月額)	
人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・	
人間社会・公共政策研究科	22,000
工学・情報科学・デザイン工学研究科	34,200
5 研究生指導料(年額)	
(1) 人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・	
人間社会・公共政策研究科	132,500
(2) 工学・情報科学・デザイン工学研究科	205,000
(3) 政策創造研究科	222,500
6 研究員指導料(月額)	
(1) 人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・	
人間社会・公共政策研究科	22,000
(2) 工学・情報科学・デザイン工学研究科	34,200
(3) 政策創造研究科	36,900

[別表IV]

各専攻の免許教科

研究科	専攻	免許教科の種類 (高校)	免許教科の種類 (中学)
人文科学	哲学	公民	社会
	日本文学	国語	国語
	英文学	英語	英語
	史学	地理歴史	社会
	地理学		
	心理学	公民	社会
国際文化	国際文化	英語	英語
経済学	経済学	公民	社会
法学	法律学		
政治学	政治学		
	国際政治学		
社会学	社会学		
経営学	経営学	公民・商業	
	キャリアデザイン学	公民	
工学	機械工学	工業	
	物質化学	理科	理科
	電気工学	工業	
	情報電子工学		
	システム工学		
	生命機能学	理科	理科
人間社会	福祉社会	公民	社会
情報科学	情報科学	情報	
デザイン工学	建築学	工業	
	都市環境デザイン工学		
	システムデザイン	情報	
公共政策	公共政策学	公民	社会

[別表V]

人材養成その他教育研究上の目的一覧

研究科	目的
人文科学	<p>本研究科全体としては、各々の専門分野の知見を深めつつ、学際的視野をもって学生が勉強に取り組むことを望んでいる。</p> <p>修士課程では、専門性の高い知識と広い教養だけでなく、高い人間性を持ち、グローバル化の高まる現在の国際社会において活躍・貢献できるバランスのとれた人材育成をしていく。</p> <p>博士後期課程では、修士課程で培った専門性の高い知識と広い教養、高い人間性に加え、堅固な研究の基礎を身につけた人材育成をしていく。</p> <p><哲学専攻></p> <p>哲学専攻の理念・目的は、第一に哲学の専門研究を促進すること、第二に専門研究にもとづきつつ人間とその社会・文化・芸術・歴史・科学等の諸問題への洞察力を涵養し、もって現代における諸課題の発見・考察・解決に資する人材を育成することにある。より具体的体的な教育目標は以下のとおりである。</p> <p>修士課程の教育目標は院生の基礎的研究能力を培うことにある。すなわち、院生が適切な研究テーマを設定し、かつそのための研究方法を確立し、最終的に修士論文の作成を適切に行うことができるように指導することが目標となる。この間には専門知識の修得だけでなく、ひろく関連する教養の修得も教育目標となる。この目標は社会人院生の場合も基本的に同様である。</p> <p>博士後期課程の教育目標は同課程に在籍する院生に課程博士号を授与することにある。すなわち、修士論文の成果をもとに、さらなる専門知識、幅広い教養、そして主題に対する深い洞察力を培い、国際的水準に達する博士論文の作成を適切に行うことができるように指導することが目標となる。</p> <p><日本文学専攻></p> <p>日本の古代から近現代に至るまでの文学・言語を中核としつつ、同時に幅広い学問領域に関わる学際的知見を涵養し、「人間とは何か」という命題を考究することを教育目的とする。此の如き教育実績を継承発展させ、高度な専門的学識を修得し得る教育機関として研究者の育成に努めると共に、21世紀の国際社会において、専門性を生かして社会の各分野で貢献できる人材を養成することを目指す。また積極的に留学生を受け入れ、日本の文学・文化への正しい理解を深め、それを母国や世界に発信し得る人材をも併せて育成する。以下に、各課程における具体的な目標を掲げる。</p> <p>修士課程においては、基礎的研究能力を養うことを主眼とし、将来、研究者のみならず、教員・学芸員などの専門職を目指す学生の学殖を豊かにし、見識を高めるよう教導する。また生涯学習を目標とする社会人への専門教育を推進し、社会の要請に応え得る教育機関としての役割も果たす。また日本の文学・文化・言語に関心のある留学生を積極的に受け入れ、国際化促進の要として古典文学をも含めた、より専門的日本理解へと指導する。このように多様な学生を対象として、二年間で修了単位を履修し、厳正な審査に合格できる水準の修士論文を作成できるよう指導する。</p> <p>博士後期課程においては、研究者養成を教育の目標とすることは、言を俟たない。専門領域において、高く評価される業績を上げるとともに、国際化の状況の中で、日本の文学・言語・芸能などを専門的に発信し得る幅広い学識、見識をも育成する。具体的最終目標は、公開審査に合格できる水準の博士論文作成である。</p> <p><英文学専攻></p> <p>英文学専攻の教育目標である、研究者・教育者の養成、高度職業人の人材育成、および社会人の再教育と生涯教育支援については、すでに上記の「1 理念・目的」の項で言及したので、その点を踏まえて、課程ごとに具体的な教育目標を述べることにする。</p> <p>修士課程では二年間で必要な授業を履修し、「修士論文」を執筆することにより、専門性の高い知識と幅広い教養を身につけ、教育の現場や国際社会で活躍できる人材を育成していくことが教育目標である。</p> <p>博士後期課程においては、三年間で、専門性の高い知識、幅広い教養、高い人間性に加え、研究者としてのモラルと研究能力・技術、コミュニケーション能力、外国語運用能力を身につけた、アカデミックな世界だけでなく国際機関でも活躍できる人材を育成していくことが教育目標である。</p>

	<p><史学専攻> 史学専攻は、上記の理念・目的およびディプロマポリシー、カリキュラムポリシーにおいて表明したように歴史学部門の研究者ならびに社会の様々な分野で活躍する高度な歴史学的専門的能力を持つ職業人の育成をめざすことをもって教育目標とする。</p> <p><地理学専攻> 地理学専攻では、教育界、官公庁、企業などのそれぞれの職場で地理学の専門を生かした活躍ができることを教育目標としている。特に、地理学の特徴である自然環境と人文社会環境を分析し、把握し、その両面から現象・動向を考慮して対応できることが可能である。その特徴を優位に生かせる人材の育成が教育の目標である。それには市場調査・意識調査・変化傾向などの現状把握・統計作成などの具体的方法を身につけさせる。修士・博士後期課程ではその現象間の関連性の分析・原因と結果の説明を研究の主目的とする。修士課程では、現象間の関連性の分析ができ、原因と結果の説明が十分にできる人材を育成する。そのために、オリジナリティの把握のため、これまでの研究・文献などの成果・解明の方法を十分におこない、その上へ自らの成果を構築させる。共同研究の方法・取り扱い方も教授する。博士課程では、研究課題の設定、共同研究の方法についても指導し、対外的に研究のリーダーシップがとれるような人材を育成する。今後、博士号取得者数の増加を目標としている。</p> <p><心理学専攻> 心理学専攻の教育理念・目的を踏まえ、具体的な教育目標を以下に記す。 修士課程において、研究能力を育成するために、国内外の学会での発表や論文執筆を行うよう指導している。さらに、社会に出てから求められる能力であるコミュニケーション力、リーダー力、情報技術力やプレゼンテーション力の充実も目標として提示している。加えて、スクールカウンセラーとして役割が社会から期待されている学校心理士の資格も得られるよう準備されている。 博士後期課程においては、学位論文の申請に必要な条件を内規として明文化しており、博士後期課程在学中に学位が取れるように目標設定し、指導にあたっている。その条件の中に、国際学会での発表も含まれており、本邦だけではなく国際的な社会に貢献できる人材の育成を目標としている。</p>
<p>国際文化</p>	<p>現代の国際社会において相互に依存し合いながら存在する、さまざまな人間集団の展開する多様な文化をインターカルチュラル・コミュニケーション、すなわち異文化間の理解と交流によって成立する文化の総体ととらえ学際的に研究することを目指し、マルチカルチュラルな人材育成とインターカルチュラルに活躍する専門家を養成する、という理念・目的に沿った教育目標として、修士課程教育においてはおもにインターカルチュラルな高度職業人の育成を目指し、研究科の専門領域である異文化相関関係研究、多文化共生研究、多文化情報空間研究の基礎概念と問題意識をよく理解し、文化がせめぎ合う国際的な環境において、またネット社会のように多文化状況が重層的に交錯する環境において自己の知識や実務的な問題解決能力を十全に発揮できる人材を育成する。また社会人や留学生などそれぞれの特性を活かした教育の実現を目指す。博士後期課程においては前記の研究領域における高度な研究者養成を目指し、研究科全体で研究成果の発表をサポートする。いずれの教育課程においてもインターカルチュラル、マルチカルチュラルな研究領域で十分な知識と能力を発揮するためには、論文作成やプレゼンテーションにおける外国語の運用能力とICTの高度な活用が欠かせないため、これらの継続的な学習と実践の場として英語科目を充実させ、ネットワーク環境を利用した共同研究やワークショップなどへの積極的な参加、また留学などを研究科全体で奨励する。また2年次からの院生に求められる資質として、後進の指導や教育、研究科内外での共同研究への主体的参画などが考えられるが、これらを研究者が身につけるべき資質と意識させ、研究科として醸成する。</p>
<p>経済学</p>	<p>経済学研究科の全体的な理念・目的を実現するため、①社会が直面する諸問題の解決に挑戦する意欲的な研究者養成、②新しい経済社会を創り出す知性と意欲を持った〈応用エコノミスト〉・高度職業人養成、③生涯学習への対応を教育目標とし、修士課程および博士後期課程それぞれおよび一般院生、社会人院生、外国人院生それぞれの特性を生かした教育を実現する。とりわけ、担当教員の専門領域における研究成果と並んで、グローバリゼーション研究等の共同研究の成果を積極的に院生指導に還元するとともに、留学生の受け入れの増加と内・外の院生の研究交流をはかる。</p>

研究科	目的
法学	<p>法学研究科は、現代社会における多様な問題を法的に分析し、最善の解答を求めることができる能力の涵養を目指しているところ、法を深く理解するために比較法的な知識を重視する。また、中国をはじめとするアジア世界からの留学生が多い中で、民主主義の精神に基づき、教育と研究で培った自己の知識や能力を地球社会に還元できることのできる国際的な人材を育成することを目標としている。</p>
政治学	<p>研究者や国際化に対応した高度な実務家の要請をめざし、政治学専攻では特に東アジアを中心とした国際的な領域を重視した教育を従来から行ってきた。特に中国・台湾・韓国・ロシア・ウズベキスタンをはじめとして、東アジアおよび中東からの留学生を受け入れ、これらの学生にたいして、日本語文献での学習のみならず、英語および日本政治・社会についても、理解深めるための学習指導も行なっている。とくに国際化への取り組みを先導してきた国際政治部門では、今年創設したG-GAPにおいては実践的英語力のための英語教育を必修科目とし、国際的に通用する高度職業教育を目指し、グローバル化のなかでのディシプリンと地域学との双方に通用する教育方針を採用する。</p>
社会学	<p>社会学研究科の教育目標は、現代社会の諸問題を、そのなかで生きる人間のあり方に注目して解明しようとする意思と力量を持った研究者や組織人の育成である。社会学研究科は、社会学はもとより、隣接する社会諸科学、人文諸科学の成果を積極的に包摂しながら、21世紀の社会的課題を認識、解明し、複雑化する社会問題にアクチュアルに向き合う学術研究の遂行能力の修得を、その教育目標としている。</p>
経営学	<p><経営学専攻> 経営学専攻では、教育研究機関・学界等において高度な研究・教育成果を上げられる研究・教育職、及び企業・その他団体等において高度な経営課題に応えられる経営管理職・同専門職を育成する。修士論文の指導では、出来る限り少人数教育を心がけ、一人ひとりの研究状況と必要性に配慮したきめ細かな個別指導を行うとともに、随時コースによる集団的な指導を行いつつ質の高い修士論文の完成を目指す。 講義では、理論とケースメソッドをバランス良く配置し、経営学の概念・理論・研究方法論、事例研究などを幅広く学ぶことができることを目指すとともに、経営学に関連した諸学の科目も配置し、深みのある教育指導を行う。</p> <p><キャリアデザイン学専攻> 「企業、公共団体、NPO、大学・高校などにおいてキャリア支援、キャリアサポートをになう高度職業人の養成」という教育理念のもとに、職業人としてのキャリア形成、仕事と家庭生活の両立、これから社会に出ていく若者のキャリア形成など、キャリアにかかわる複雑で多様な諸現象を学際的に研究する専門能力を養成するとともに、そうしたキャリアにかかわる諸問題の背後で様々な問題に直面している人々を支援するマインドを持った人材の育成を目標としている。また、多様な人材の活用に伴う企業の人材採用・育成方針の変化や雇用形態の多様化、企業人のグローバル・キャリアへの対応や留学生のキャリア支援などの様々な現代的な課題を適切に理解し、対処できる人材の育成も目標に含まれる。</p>
工学	<p>工学研究科では、各自の専門分野の高度の知識と幅広い視野を持った社会人を育成している。即ち「物づくり」に寄与する技術者・研究者の育成（機械工学、電気工学、物質化学の3専攻）や、それだけに止まらず高度情報化社会を支える基盤技術の発展に寄与する技術者・研究者の育成（情報電子工学、システム工学の2専攻）や、さらに生命科学研究を通して社会に貢献する高度職業人および研究者の育成（生命機能学専攻）を行っている。さらに全専攻共通の課題として、地球環境を守りながら、持続する豊かな社会を切り開く技術者・研究者であることを目指している。</p> <p>修士課程では、学生が研究室での英語の文献講読や、科学プレゼンテーションの講義で、さらに博士後期課程では、上記以外に国際会議での研究発表を通して国際的視野をもつように指導している。</p>

研究科	目 的
人間社会	<p>人間社会研究科の理念と目的に基づき、すべての人が生涯を通じてウェルビーイングの実現を図ることができる社会を創造していくための人材を育成することである。各専攻の具体的な教育目標は以下の通りである。</p> <p>福祉社会専攻の教育目標は、生活者の視点から地域社会を福祉コミュニティとして再編・再構築することが現代福祉にとって不可欠な課題という認識の下、福祉社会と福祉国家の連携・協働を図り、国民一人ひとりのウェルビーイングの実現を支援することができる高度専門職業人と研究者の養成であり、臨床心理学専攻は、社会のあらゆる心理臨床の分野で活躍する高度専門職業人と研究者の養成を教育目標としている。また、人間福祉専攻は、21世紀の人間福祉を総合的に実現するための理論的かつ実践的研究者を養成することを教育目標としている。</p>
情報科学	<p>急速に進歩する情報科学の分野では、技術の流れの中からの的確に技術の本質を掴み新しい問題を発掘する能力、その問題を解決するための新しい工夫、方法論を確立する能力、問題解決のための道具としてのコンピュータ・プログラム技術などの能力向上が重要である。また、情報科学分野は世界が活躍の場になっているので、国際社会で活躍できる英語能力も必要不可欠となっている。情報科学分野の専門技術を習得し国際的に通用する研究者、高度技術者の育成に努める。</p>
政策創造	<p>豊かで持続可能な地域社会を実現する革新的な政策を研究・デザインし、その実現にリーダーシップを発揮する人材を育成する。グローバルな地域間競争の中では、持続可能な地域社会は国際的な視点が不可欠であり、海外経験の機会を持たせるとともに、海外からの留学生を受け入れることを目標としている。</p>
デザイン工学	<p>デザイン工学研究科では、学部段階で獲得した総合デザイン力のより高度な涵養を目指した教育課程として、修士課程と博士後期課程を設ける。各課程において所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、論文の審査並びに最終試験に合格した者に、修士課程では修士（工学）、博士後期課程では博士（工学）の学位が授与される。各課程における教育目標は次のような人材を養成することにある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程：総合デザイン力を身につけた建築デザイン、都市計画、社会基盤整備、インダストリアルデザイン、システムデザインなどに関する高度な専門職業人。 ・博士後期課程：修士課程の上により高度な企画開発能力を有する教育者（指導者）、研究者（専門特化型人材）。
公共政策	<p>本専攻は、公共政策に関する高度の調査分析能力及び立案能力を有する専門家として、国内外で活躍できる高度専門職業人の育成、ならびに高度専門職業人としての経験や知見の裏付けの上に、実践科学としての公共政策学の領域における研究者の育成を目的とする。</p>